

# 謝 金 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人大分県作業療法協会（以下「本会」という。）の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、講師謝金および原稿料等とする。

(講師謝金)

第3条 講師謝金は、本会が主催する学会、研修会、講習会等における講演または講義、実習または実技指導に対して支払う。

(原稿料等)

第4条 原稿料等は、本会が発行する刊行物の原稿等に対して支払う。

(謝金の額)

第5条 講師謝金の基準額は、別に定める、講師等謝金支払基準（別表 1）に掲げる。但し、学会における特別講演等についてはこの限りではない。

原稿料等は、別に定める原稿料等支払基準別（別表 2）に掲げる。

2 第 2 条に該当しないものについては、その都度執行役員会で定める。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

## 附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 講 師 等 謝 金 支 払 基 準

別表 1

支払対象区分 (講師基準)		1 時間当り支払額 (税込)	
		講演・講義	備考
A	大学教授・准教授，短大・高専教授，高校校長，官公庁局部長・課長級，民間企業役員・上級管理者層，著明民間専門家，民間専門研究者，著明ジャーナリスト，医師，弁護士等，公認会計士	12,000 円	大分県作業療法協会会員については講師基準の 7 割を限度としてその都度定める。
B	大学講師，短大准教授・講師，高専准教授・講師，短大高校教頭，官公庁課長補佐級，民間企業管理者層，認定作業療法士，専門作業療法士	10,000 円	
C	大学助手，短大助手，高専助手，高校教諭，官公庁係長等，民間企業監督者等，民間一般技能者，作業療法士，医療技術職，福祉専門職	09,000 円	
<p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「弁護士等」とは，弁護士，裁判官，検察官をいう。</li> <li>2. 「官公庁」とは，国または都道府県レベルをいう。</li> <li>3. 元職員で，現職による適応区分が明らかでない者については，退職する際の職位による。</li> <li>4. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は，上位の区分を選択する。</li> <li>5. 講師は認定作業療法士若しくは専門作業療法士が望ましい。</li> </ol>			

## 原 稿 料 等 支 払 基 準

別表 2

一件当りの支払額	一律 3,000 円	(大分県作業療法協会会員は無料)
----------	------------	------------------